

熊本県有明海区における 漁場計画（免許の内容等）

漁場計画番号 有区第1号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 荒尾市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第1号（熊本県と福岡県との境界標柱）

基点2 熊本県漁場基点有第2号（荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界）

ア 基点1と佐賀県竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ35度30分・2,272メートルのところ

イ アから真方位330度の線と基点1から竹崎島山頂を見通した線とが交わるところ

ウ 基点1と竹崎島山頂を見通した線上、基点1から3,020メートルのところ

エ 基点2と荒尾市小岱山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ175度52分・2,200メートルのところ

オ 基点2と小岱山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ175度52分・600メートルのところ

カ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ292度10分・1,285メートルのところ

キ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ310度30分・1,630メートルのところ

ク 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・1,035メートルのところ

2 地元地区 荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第2号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 荒尾市牛水地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第2号（荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界）
基点2 熊本県漁場基点有第3号（荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界付近に設置されたコンクリート標識）
ア 基点1と荒尾市小岱山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ175度52分・470メートルのところ
イ 基点1と小岱山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ175度52分・2,225メートルのところ
ウ 基点2と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ73度30分・1,920メートルのところ
エ 基点2と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ73度30分・368メートルのところ

2 地元地区 荒尾市牛水

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第3号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 玉名郡長洲町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第3号（荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界付近に設置されたコンクリート標識）
ア 基点1と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・200メートルのところ
イ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・1,720メートルのところ
ウ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ49度42分・1,815メートルのところ
エ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ4度12分・2,130メートルのところ
オ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2度17分・

2, 0 4 0 メートルのところ
カ 基点 1 と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 度 3 2 分・
1, 9 3 5 メートルのところ
キ 基点 1 と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 度 1 7 分・
1, 8 8 0 メートルのところ
ク 基点 1 と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 6 度 7 分
・ 1, 5 8 0 メートルのところ
ケ 基点 1 と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 3 度 5 2
分・ 1, 2 3 0 メートルのところ

2 地元地区 玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜

3 制限又は条件
(1) 養殖施設は、毎年 4 月 30 日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第 4 号

1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
(3) 漁場の位置 玉名市岱明町鍋地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点 1 熊本県漁場基点有第 5 号（玉名郡長洲町新川港北側防波堤突端中央下部点から 1, 1 5 メートルのところ）
基点 2 熊本県漁場基点有第 6 号（玉名市岱明町鍋と同市岱明町浜田との海岸堤防における境界）
ア 基点 1 と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 9 3 度 2 8 分・ 6 0 メートルのところ
イ 基点 1 と熊ノ岳山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 9 3 度 2 8 分・ 9 6 5 メートルのところ
ウ 基点 2 と熊ノ岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 1 5 1 度 4 5 分・ 1, 9 6 0 メートルのところ
エ 基点 2 と熊ノ岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 1 2 1 度 3 0 分・ 2, 0 4 0 メートルのところ
オ 基点 2 と熊ノ岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 9 5 度 3 分・ 2, 2 7 0 メートルのところ
カ 基点 2 と熊ノ岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 9 5 度 3 分・ 7 7 0 メートルのところ

2 地元地区 玉名市岱明町鍋、下沖洲及び扇崎

3 制限又は条件
(1) 養殖施設は、毎年 4 月 30 日までに撤去しなければならない。
(2) 渔港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第 5 号

1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
(3) 漁場の位置 玉名市岱明町浜田地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点 1 熊本県漁場基点有第 6 号（玉名市岱明町鍋と同市岱明町浜田との海岸堤防における境界）
基点 2 熊本県漁場基点有第 7 号（旧玉名郡岱明町大字高道と旧玉名市との境界（新川口の中央、玉名市滑石新川尻測点より 3 0 2 度・ 2 7. 3 メートルのところ））
ア 基点 1 と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 9 5 度 3 分・ 5 5 0 メートルのところ
イ 基点 1 と熊ノ岳山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 9 5 度 3 分・ 2, 2 7 0 メートルのところ
ウ 基点 2 から真方位 2 1 5 度 3 9 分・ 3, 2 5 0 メートルのところ
エ 基点 2 から真方位 2 1 5 度 3 9 分・ 7 0 0 メートルのところ

2 地元地区 玉名市岱明町山下、浜田及び高道

3 制限又は条件
(1) 養殖施設は、毎年 4 月 30 日までに撤去しなければならない。
(2) 渔港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第 6 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市滑石地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第7号（旧玉名郡岱明町大字高道と旧玉名市との境界（新川口の中央、玉名市滑石新川尻測点より30度・27.3メートルのところ））

基点2 熊本県漁場基点有第8号（玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ32.75メートルのところ）

ア 基点1から真方位215度39分・520メートルのところ

イ 基点1から真方位215度39分・3, 250メートルのところ

ウ 基点2と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点2を基点として右へ115度26分・3, 036メートルのところ

エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ115度26分・1, 435メートルのところ

オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ135度45分・1, 535メートルのところ

カ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ180度45分・1, 105メートルのところ

2 地元地区 玉名市滑石及び小浜

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第7号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市大浜町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第8号（玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ32.75メートルのところ）

基点2 熊本県漁場基点有第9号（玉名市大浜町と同市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））

ア 玉名市大浜町末広新地堤防上昇降口基部北端から横島干拓堤防外縁に沿って1, 023メートルのところ

イ 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ115度26分・1, 550メートルのところ

ウ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ115度26分・3, 036メートルのところ

エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ87度23分・3, 035メートルのところ

オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ87度23分の線が海岸堤防と交わるところ

2 地元地区 玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、鳥帽子、沖鳥帽子及び末広並びに玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第8号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市横島町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第9号（玉名市大浜町と同市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））

基点2 熊本県漁場基点有第10号（玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防沿いに北東へ352メートルのところ（玉名市天水町唐人川左岸堤防上））

ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ87度23分・2, 032メートルのところ

イ 基点 1 と熊ノ岳山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 87 度 23 分・3, 0
35 メートルのところ
ウ オから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、オから 2, 800 メートルのところ
エ オから湯島山頂を見通した線上、オから 1, 750 メートルのところ
オ カとキを結んだ線の中央点
カ 基点 2 と熊ノ岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 122 度 39 分の線が
玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わるところ
キ 基点 2 から唐人川左岸堤防沿いに南西へ 352 メートルのところ
2 地元地区 玉名市横島町
3 制限又は条件
(1) 養殖施設は、毎年 4 月 30 日までに撤去しなければならない。
(2) 渔港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第 9 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
(3) 漁場の位置 熊本市西区河内町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点 1 熊本県漁場基点有第 10 号（玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤
防沿いに北東へ 352 メートルのところ（玉名市天水町唐人川左岸堤防上））
基点 2 熊本県漁場基点有第 12 号（熊本市西区河内町船津字長崎海岸堤防西端）
ア キから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、キから 1, 750 メートルのところ
イ キから湯島山頂を見通した線上、キから 2, 970 メートルのところ
ウ イからコを見通した線上、イから 1, 430 メートルのところ
エ 基点 2 と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ
31 度・315 メートルのところ
オ エとサを見通した線上、エから 135 メートルのところ
カ サとアを見通した線上、サから 75 メートルのところ
キ クとケを結んだ線の中央点
ク 基点 1 と熊ノ岳山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 122 度 39 分の線が
玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わるところ
ケ 基点 1 から唐人川左岸堤防沿いに南西へ 352 メートルのところ
コ 基点 2 と熊ノ岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 127 度・1, 175
メートルのところ
サ 基点 2 と熊ノ岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 301 度・670 メー
トルのところ

2 地元地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年 4 月 30 日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな
い。

漁場計画番号 有区第 10 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
(3) 漁場の位置 熊本市西区河内町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲
まれた区域
基点 1 熊本県漁場基点有第 10 号（玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤
防沿いに北東へ 352 メートルのところ（玉名市天水町唐人川左岸堤防上））
基点 2 熊本県漁場基点有第 12 号（熊本市西区河内町船津字長崎海岸堤防西端）
基点 3 熊本県漁場基点有第 13 号（熊本市西区河内町河内塩屋漁港北側防波堤基部中央）
基点 4 熊本県漁場基点有第 14 号（熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河
内と西区松尾町の漁業権における境界）
ア 基点 2 と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ
219 度 45 分・110 メートルのところ
イ シからウを見通した線上、シから 1, 550 メートルのところ
ウ 基点 2 と熊ノ岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 127 度・1, 175
メートルのところ
エ ウからスを見通した線上、ウから 410 メートルのところ
オ 基点 3 と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 40 度 2

0分・578メートルのところ
カ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ97度12分・485
メートルのところ
キ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ103度27分・1,
049メートルのところ
ク 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ69度10分・485
メートルのところ
ケ コとサを結んだ線の中央点
コ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ122度39分の線が
玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わるところ
サ 基点1から唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ
シ ケから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、ケから2, 970メートルのところ
ス セと基点4を見通した線からセを基点として右へ207度45分・1, 690メートルのところ
セ 基点4と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点4を基点として右へ64度3分
・1, 035メートルのところ

2 地元地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
3 制限又は条件
(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第11号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 熊本市西区河内町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第12号（熊本市西区河内町船津字長崎海岸堤防西端）
基点2 熊本県漁場基点有第13号（熊本市西区河内町河内塩屋漁港北側防波堤基部中央）
基点3 熊本県漁場基点有第14号（熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業権における境界）
ア 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ31度1
0分・612メートルのところ
イ カからウを見通した線上、カから510メートルのところ
ウ エと基点3を見通した線からエを基点として右へ207度45分・1, 690メートルのところ
エ 基点3と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点3を基点として右へ64度3分
・1, 035メートルのところ
オ 基点3と百貫港灯台を見通した線から基点3を基点として右へ64度3分・250メートルのところ
カ 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
127度・1, 175メートルのところ
- 2 地元地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
3 制限又は条件
(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第12号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 熊本市西区西松尾町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によつ
て囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第14号（熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業権における境界）
基点2 熊本県漁場基点有第15号（熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端）
基点3 熊本県漁場基点有第16号（熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防
外縁に沿つて南西へ500メートルのところ）
ア 基点2から熊本市西区坪井川左岸導流堤南側に沿つて815メートルのところ
イ 基点2から坪井川左岸導流堤南側に沿つて1, 115メートルのところ
ウ 基点1と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・1,
220メートルのところ
エ 基点1と百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ67度30分・2, 4

0 5 メートルのところ
オ 基点 1 と百貫港灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 0 度 1 5 分・3 , 0 0 メートルのところ
カ オからコを見通した線上、オから 8 8 7 メートルのところ
キ クからサを見通した線上、クから 4 4 3 メートルのところ
ク 基点 3 と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 9 2 度 2 分・2 , 0 6 5 メートルのところ
ケ 基点 3 と三角岳山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 9 2 度 2 分・1 , 1 1 3 メートルのところ
コ サからスを見通した線上、サから 1 , 7 1 0 メートルのところ
サ クとシを結んだ線とスとセを結んだ線の交わるところ
シ ソと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からソを基点として右へ 2 4 8 度・4 7 分 2 0 秒・9 0 2 メートルのところ
ス テからトを見通した線上、テから 8 7 3 メートルのところ
セ チとツを結んだ線の中央点
ソ タと基点 3 を見通した線からタを基点として右へ 1 1 0 度 4 9 分 4 0 秒・1 , 3 7 8 . 3 メートルのところ
タ 基点 3 と熊ノ岳山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 2 9 6 度 1 3 分・2 8 5 . 5 5 メートルのところ
チ ツと百貫港灯台を見通した線からツを基点として右へ 9 3 度の線が坪井川右岸堤防と交わるところ
ツ 熊本市西区小島下町新地海岸堤防北東端(熊本市西区坪井川左岸)
テ 基点 1 と百貫港灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 6 度 3 分・6 , 2 6 0 メートルのところ
ト ソと熊ノ岳山頂を見通した線からソを基点として右へ 2 4 8 度 4 7 分 2 0 秒・4 , 9 7 2 メートルのところ

2 地元地区 熊本市西区松尾町、西松尾町
3 制限又は条件
(1) 養殖施設は、毎年 4 月 3 0 日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第 1 3 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 4 月 3 0 日まで
(3) 漁場の位置 熊本市西区小島下町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点 1 熊本県漁場基点有第 1 4 号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業権における境界)
基点 2 熊本県漁場基点有第 1 5 号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端)
基点 3 熊本県漁場基点有第 1 6 号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ 5 0 0 メートルのところ)
ア 基点 2 と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 6 1 度 4 5 分・5 4 6 メートルのところ
イ 基点 3 と三角岳山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 9 2 度 2 分・1 , 1 1 3 メートルのところ
ウ 基点 3 と三角岳山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 9 2 度 2 分・2 , 0 6 5 メートルのところ
エ スとセを結んだ線とウとソを結んだ線の交わるところ
オ エからスを見通した線上、エから 1 , 7 1 0 メートルのところ
カ タからオを見通した線上、タから 1 0 5 メートルのところ
キ テからカを見通した線上、テから 4 5 5 メートルのところ
ク ケとトを見通した線からケを基点として右へ 4 8 度 1 5 分・4 5 5 メートルのところ
ケ トからナを見通した線上、トから 1 , 3 8 5 メートルのところ
コ 基点 3 と三角岳山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 6 1 度 3 0 分・1 , 3 7 0 メートルのところ
サ イからコを見通した線上、イから 1 7 5 メートルのところ
シ アからハを見通した線上、アから 3 4 0 メートルのところ
ス ニからヌを見通した線上、ニから 8 7 3 メートルのところ
セ ネとノを結んだ線の中央点
ソ チと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からチを基点として右へ 2 4 8 度 4 7 分 2 0 秒・9 0 2 メートルのところ
タ チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ 2 4 8 度 4 7 分 2 0 秒・2 , 3 8 5 メートルのところ
チ ツと基点 3 を見通した線からツを基点として右へ 1 1 0 度 4 9 分 4 0 秒・1 , 3 7 8 .

- 3 メートルのところ
ツ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・28
5. 55メートルのところ
テ トからナを見通した線上、トから140メートルのところ
ト チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ248度47分20秒・1, 2
17メートルのところ
ナ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 60
0メートルのところ
ニ 基点1と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分
・6, 260メートルのところ
ヌ チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ248度47分20秒・4, 9
72メートルのところ
ネ ノと百貫港灯台を見通した線からノを基点として右へ93度の線が熊本市西区坪井川
右岸堤防と交わるところ
ノ 熊本市西区小島下町新地海岸堤防北東端(熊本市西区坪井川左岸)
ハ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ48度45分・1, 0
70メートルのところ
- 2 地元地区 熊本市西区小島下町及び小島一丁目から九丁目まで
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- 漁場計画番号 有区第14号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第11号(熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港
計画」基点10番(北緯32度45分48秒4937'、東経130度36分6秒4153'))
基点2 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防
外縁に沿って南西へ500メートルのところ)
基点3 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59
メートルのところ)
ア オとエを結んだ線とクとシを結んだ線の交わるところ
イ スとウを結んだ線とクとシを結んだ線の交わるところ
ウ 基点3から宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ39度
33分・1, 830メートルのところ
エ 基点3から三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ39度33分・51
5メートルのところ
オ カと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からカを基点として右へ248度
・47分20秒・312メートルのところ
カ キと基点2を見通した線からキを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.
3メートルのところ
キ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分・28
5. 55メートルのところ
ク ケとコを見通した線からケを基点として右へ90度・1, 600メートルのところ
ケ コと基点1を見通した線からコを基点として右へ80度38分27秒・2, 675.
528メートルのところ
コ 基点1とサを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.
48メートルのところ
サ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのと
ころ
シ クとケを見通した線からクを基点として右へ90度の線が同地区海岸堤防と交わると
ころ
ス 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ65度28分・2, 5
10メートルのところ
- 2 地元地区 熊本市西区沖新町
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな
い。

- 漁場計画番号 有区第15号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、ア、イ、ニ、ヌ、ネ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。
基点1 熊本県漁場基点有第11号（熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港計画基点10番（北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒4153）」）
基点2 熊本県漁場基点有第18号（熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ）
基点3 熊本県漁場基点有第16号（熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ）
ア イとキを結んだ線とクとカを結んだ線の交わるところ
イ 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ50度45分・3, 755メートルのところ
ウ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度33分・3, 605メートルのところ
エ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度33分・1, 945メートルのところ
オ エとキを結んだ線とカとサを結んだ線の交わるところ
カ クとケを見通した線からクを基点として右へ90度・1, 600メートルのところ
キ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ57度58分・2, 340メートルのところ
ク ケと基点1を見通した線からケを基点として右へ80度38分27秒・2, 675.528メートルのところ
ケ 基点1とコを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.48メートルのところ
コ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東（真方位156度）へ189.7メートルのところ
サ カとクを見通した線からカを基点として右へ90度の線が同地区海岸堤防と交わるところ
シ 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度33分・5, 850メートルのところ
ス クとケを見通した線からクを基点として右へ90度・1, 000メートルのところ
セ スとクを見通した線からスを基点として右へ270度の線がソとシを結んだ線と交わるところ
ソ タと熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線からタを基点として右へ248度47分20秒・4, 972メートルのところ
タ チと基点3を見通した線からチを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.3メートルのところ
チ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・285.55メートルのところ
ツ クからスを見通した線上、スから300メートルのところ
テ セからシを見通した線上、セから300メートルのところ
ト ツからテを見通した線上、ツから1, 077.062メートルのところ
ナ トとツを見通した線からトを基点として右へ88度42分50秒・210.208メートルのところ
ニ イとウを結んだ線とナとヌを結んだ線の交わるところ
ヌ ナとトを見通した線からナを基点として右へ91度17分10秒・756.464メートルのところ
ネ サからカを見通した線上、カから160.263メートルのところ

2 地元地区 熊本市西区沖新町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第16号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第11号（熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港計画基点10番（北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒4153）」）
基点2 熊本県漁場基点有第16号（熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ）

基点3 熊本県漁場基点有第18号（熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ）
ア 基点1から真方位285度47分4.9秒・2, 136.9メートルのところ
イ ウからソを見通した線上、ウから570メートルのところ
ウ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ80度38分27秒・2, 675.528メートルのところ
エ ウトイを見通した線からウを基点として右へ90度・952メートルのところ
オ ツからテを見通した線上、ツから2, 319メートルのところ
カ オからツを見通した線上、オから2, 244.6メートルのところ
キ 基点1から真方位307度33分16.9秒・2, 441.9メートルのところ
ク キから真方位179度7分48秒・166.8メートルのところ
ケ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ104度・2, 044メートルのところ
コ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ114度39分・1, 541メートルのところ
サ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ92度・1, 179メートルのところ
シ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ85度45分・1, 768メートルのところ
ス ケからシを見通した線上、ケから623メートルのところ
セ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東（真方位156度）へ189.7メートルのところ
ソ 基点1とセを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.48メートルのところ
タ チと基点2を見通した線からチを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.3メートルのところ
チ 基点2と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分285.55メートルのところ
ツ タと熊ノ岳山頂を見通した線からタを基点として右へ248度47分20秒・2, 385メートルのところ
テ 基点3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ39度33分・3, 605メートルのところ

2 地元地区 熊本市西区沖新町
3 制限又は条件
(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第18号

1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第18号（熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ）
ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・515メートルのところ
イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・1, 830メートルのところ
ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ33度15分・1, 840メートルのところ
エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ18度20分・550メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区畠口町
3 制限又は条件
(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第19号

1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第18号（熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ）

メートルのところ)

基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ355度45分・435メートルのところ

イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ31度・1,880メートルのところ

ウ エからカを見通した線上、エから230メートルのところ

エ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・2,410メートルのところ

オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・465メートルのところ

カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2,200メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区畠口町

3 制限又は条件

(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

(2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第20号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ)

基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ38度35分・1,950メートルのところ

イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ38度50分・3,030メートルのところ

ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ28度15分・2,785メートルのところ

エ カからキを見通した線上、カから750メートルのところ

オ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ33度15分・1,955メートルのところ

カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2,200メートルのところ

キ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・2,410メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区畠口町

3 制限又は条件

(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第21号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によつて囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ)

基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

ア ケからコを見通した線上、ケから440メートルのところ

イ オからセを見通した線がクからサを見通した線と交わるところ

ウ 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ37度30分・3,110メートルのところ

エ オからセを見通した線上、オから150メートルのところ

オ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度5分・3,785メートルのところ

カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度5分・3, 950メートルのところ
キ クと基点2を見通した線からクを基点として右へ194度・570メートルのところ
ク 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・3, 600メートルのところ
ケ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・2, 570メートルのところ
コ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2, 310メートルのところ
サ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ28度15分・2, 785メートルのところ
シ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・2, 410メートルのところ
ス 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2, 200メートルのところ
セ シからスを見通した線上、シから230メートルのところ
2 地元地区 熊本市南区畠口町
3 制限又は条件
(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第22号

1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで
(3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ)
基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))
ア ウからエを見通した線上、ウから410メートルのところ
イ オと基点2を見通した線からオを基点として右へ194度・770メートルのところ
ウ オと基点2を見通した線からオを基点として右へ194度・570メートルのところ
エ 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度5分・3, 950メートルのところ
オ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・3, 600メートルのところ
2 地元地区 熊本市南区畠口町
3 制限又は条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第23号

1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))
基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)
ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・465メートルのところ
イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・2, 410メートルのところ
ウ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ56度28分1, 680メートルのところ
エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ109度10分・240メートルのところ
2 地元地区 熊本市南区海路口町
3 制限又は条件
(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第24号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第19号（熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
基点2 熊本県漁場基点有第20号（熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角）
ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・2, 570メートルのところ
イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3, 110メートルのところ
ウ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ77度15分・2, 250メートルのところ
エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ79度15分・2, 146メートルのところ
2 地元地区 熊本市南区海路口町
3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第25号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によつて囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第19号（熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
基点2 熊本県漁場基点有第20号（熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角）
ア 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1, 908メートルのところ
イ アと基点2を見通した線からアを基点として右へ161度42分・710メートルのところ
ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ258度34分・690メートルのところ
エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ90度・225メートルのところ
オ エとウを見通した線からエを基点として右へ270度・230メートルのところ
カ オとエを見通した線からオを基点として右へ93度33分・118メートルのところ
キ カとオを見通した線からカを基点として右へ269度3分・118メートルのところ
ク 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3, 250メートルのところ
ケ アと基点2を見通した線からアを基点として右へ253度18分・740メートルのところ
2 地元地区 熊本市南区海路口町
3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第26号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで
(3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第19号（熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
基点2 熊本県漁場基点有第20号（熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角）
基点3 熊本県漁場基点有第21号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
ア カからスを見通した線上、カから97メートルのところ
イ カとオを見通した線からカを基点として右へ21度5分・370メートルのところ
ウ カとオを見通した線からカを基点として右へ36度35分・1, 275メートルのところ
エ ウからセを見通した線上、ウから370メートルのところ
オ カからスを見通した線上、カから676メートルのところ
カ 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3, 250メートルのところ
キ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1, 908メートルのところ
ク キと基点2を見通した線からキを基点として右へ161度42分・710メートルのところ

ケ クとキを見通した線からクを基点として右へ 258 度 34 分・690 メートルのところ

コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ 90 度・225 メートルのところ
サ コとケを見通した線からコを基点として右へ 270 度・230 メートルのところ
シ サとコを見通した線からサを基点として右へ 93 度 33 分・118 メートルのところ
ス シとサを見通した線からシを基点として右へ 269 度 3 分・118 メートルのところ
セ ソと基点 3 を見通した線からソを基点として右へ 162 度 16 分・1,900 メートルのところ

ソ 基点 3 から住吉灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 110 度 30 分・1,927 メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区海路口町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年 3 月 31 日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第 27 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
(3) 漁場の位置 熊本市南区川口町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点有第 20 号（熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角）

基点 2 熊本県漁場基点有第 21 号（宇土市風流島「通称タバコ島」）

ア 基点 1 と宇土市住吉灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 55 度 42 分・1,908 メートルのところ

イ アと基点 1 を見通した線からアを基点として右へ 161 度 42 分・710 メートルのところ

ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ 258 度 34 分・690 メートルのところ

エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ 90 度・225 メートルのところ

オ エとウを見通した線からエを基点として右へ 270 度・230 メートルのところ

カ オとエを見通した線からオを基点として右へ 93 度 33 分・118 メートルのところ

キ カとオを見通した線からカを基点として右へ 269 度 3 分・118 メートルのところ

ク ケと基点 2 を見通した線からケを基点として右へ 162 度 16 分・1,680 メートルのところ

ケ 基点 2 と住吉灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 110 度 30 分・1,927 メートルのところ

コ ケと基点 2 を見通した線からケを基点として右へ 304 度 30 分・355 メートルのところ

サ コとケを見通した線からコを基点として右へ 263 度・330 メートルのところ

シ スとアを見通した線からスを基点として右へ 272 度 30 分・355 メートルのところ

ス アと基点 1 を見通した線からアを基点として右へ 67 度 1 分・878 メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区川口町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年 4 月 30 日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第 28 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9 月 15 日から翌年 3 月 31 日まで
(3) 漁場の位置 熊本市南区川口町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点有第 19 号（熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））

基点 2 熊本県漁場基点有第 20 号（熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角）

基点 3 熊本県漁場基点有第 21 号（宇土市風流島「通称タバコ島」）

ア カからオを見通した線上、カから 676 メートルのところ

イ スからセを見通した線上、スから 370 メートルのところ

ウ スからセを見通した線上、スから 1,009 メートルのところ

エ オからソを見通した線上、オから 669 メートルのところ

オ シとサを見通した線からシを基点として右へ 269 度 3 分・118 メートルのところ

カ 基点 1 と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 249 度 3 分・3,250 メートルのところ

キ 基点 2 と宇土市住吉灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 55 度 42 分・1,908 メートルのところ

ク キと基点 2 を見通した線からキを基点として右へ 161 度 42 分・710 メートルのところ

ケ クとキを見通した線からクを基点として右へ 258 度 34 分・690 メートルのところ

コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ 90 度・225 メートルのところ

サ コとケを見通した線からコを基点として右へ 270 度・230 メートルのところ

シ サとコを見通した線からサを基点として右へ 93 度 33 分・118 メートルのところ

ス カとアを見通した線からカを基点として右へ 36 度 35 分・1, 275 メートルのところ

セ タと基点 3 を見通した線からタを基点として右へ 162 度 16 分・1, 900 メートルのところ

ソ タと基点 3 を見通した線からタを基点として右へ 162 度 16 分・1, 680 メートルのところ

タ 基点 3 と住吉灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 110 度 30 分・1, 927 メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区川口町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年 3 月 31 日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第 29 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

(3) 漁場の位置 宇土市地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点有第 21 号（宇土市風流島「通称タバコ島」）

基点 2 熊本県漁場基点有第 22 号（宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界）

ア 基点 1 と宇土市住吉灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 230 度 21 分・211 メートルのところ

イ 基点 1 と住吉灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 185 度 10 分・505 メートルのところ

ウ 基点 1 と住吉灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 163 度・760 メートルのところ

エ 基点 1 と住吉灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 135 度・1, 000 メートルのところ

オ エと基点 1 を見通した線からエを基点として右へ 118 度 45 分・500 メートルのところ

カ オから宇土市小松鼻を見通した線上、オから 475 メートルのところ

キ 基点 2 と住吉灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 249 度 12 分・2, 155 メートルのところ

ク 基点 2 と住吉灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 249 度 12 分・205 メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件

(1) 養殖施設は、毎年 4 月 30 日までに撤去しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第 30 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

(3) 漁場の位置 宇土市地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、コ、サ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点有第 21 号（宇土市風流島「通称タバコ島」）

基点 2 熊本県漁場基点有第 22 号（宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界）

ア 基点 1 と宇土市住吉灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 110 度 30 分・1, 927 メートルのところ

イ アと基点 1 を見通した線からアを基点として右へ 304 度 30 分・355 メートルのところ

ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ 263 度・330 メートルのところ

エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ 249 度 50 分・623 メートルのところ

オ エからシを見通した線上、エから 285 メートルのところ

カ アと基点 1 を見通した線からアを基点として右へ 76 度 10 分・665 メートルのところ

キ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ132度56分・291メートルのところ
ク アと基点1を見通した線からアを基点として右へ138度10分・733メートルのところ
ケ エとシを結んだ線とクとスを結んだ線が交わるところ
コ エからシを見通した線上、エから2, 150メートルのところ
サ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ162度16分・1, 680メートルのところ
シ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6, 550メートルのところ
ス アと基点1を見通した線からアを基点として右へ101度23分・960メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第31号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 宇土市地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第22号（宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界）
ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・1, 660メートルのところ
イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・2, 000メートルのところ
ウ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ241度12分・2, 520メートルのところ
エ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ236度42分・2, 430メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第32号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 宇土市地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第21号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
基点2 熊本県漁場基点有第22号（宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界）
ア キとセを結んだ線とサとシを結んだ線が交わるところ
イ サからシを見通した線上、サから2, 150メートルのところ
ウ スからイを見通した線上、イから80メートルのところ
エ ウとスを見通した線からウを基点として右へ248度15分・346メートルのところ
オ カからシを見通した線上、カから1, 100メートルのところ
カ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・2, 292メートルのところ
キ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ101度23分・960メートルのところ
ク 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・1, 927メートルのところ
ケ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ304度30分・355メートルのところ
コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ263度・330メートルのところ
サ コとケを見通した線からコを基点として右へ249度50分・623メートルのところ
シ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6, 550メートルのところ
ス クと基点1を見通した線からクを基点として右へ162度16分・1, 680メートルのところ
セ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ138度10分・733メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第33号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第19号（熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））

基点2 熊本県漁場基点有第20号（熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角）

基点3 熊本県漁場基点有第21号（宇土市風流島「通称タバコ島」）

基点4 熊本県漁場基点有第22号（宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界）

ア ソからカを見通した線上、ソから669メートルのところ

イ クからウを見通した線上、クから1,009メートルのところ

ウ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ

エ ウからニを見通した線上、ウから200メートルのところ

オ カからナを見通した線上、カから200メートルのところ

カ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ

キ 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,250メートルのところ

ク キとソを見通した線からキを基点として右へ36度35分・1,275メートルのところ

ケ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1,908メートルのところ

コ ケと基点2を見通した線からケを基点として右へ161度42分・710メートルのところ

サ コとケを見通した線からコを基点として右へ258度34分・690メートルのところ

シ サとコを見通した線からサを基点として右へ90度・225メートルのところ

ス シとサを見通した線からシを基点として右へ270度・230メートルのところ

セ スとシを見通した線からスを基点として右へ93度33分・118メートルのところ

ソ セとスを見通した線からセを基点として右へ269度3分・118メートルのところ

タ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ

チ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ304度30分・355メートルのところ

ツ ツとタを見通した線からチを基点として右へ263度・330メートルのところ

テ ツとチを見通した線からツを基点として右へ249度50分・623メートルのところ

ト 基点4と住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ

ナ テからトを見通した線上、テから2,150メートルのところ

ニ ヌとカを見通した線からヌを基点として右へ248度15分・650メートルのところ

ヌ オからナを見通した線上、ナから80メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第34号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第21号（宇土市風流島「通称タバコ島」）

基点2 熊本県漁場基点有第22号（宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界）

ア サからオを見通した線上、サから280メートルのところ

イ シからスを見通した線上、シから280メートルのところ

ウ シからスを見通した線上、シから960メートルのところ

エ オからスを見通した線上、オから346メートルのところ

オ サからセを見通した線上、セから 80 メートルのところ
カ 基点 1 と宇土市住吉灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 110 度 30 分・
1, 927 メートルのところ
キ カと基点 1 を見通した線からカを基点として右へ 304 度 30 分・355 メートルの
ところ
ク キとカを見通した線からキを基点として右へ 263 度・330 メートルのところ
ケ クとキを見通した線からクを基点として右へ 249 度 50 分・623 メートルのところ
コ 基点 2 と住吉灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 225 度 27 分・6, 5
50 メートルのところ
サ カと基点 1 を見通した線からカを基点として右へ 162 度 16 分・1, 680 メー
トルのところ
シ カと基点 1 を見通した線からカを基点として右へ 162 度 16 分・1, 900 メー
トルのところ
ス オとサを見通した線からオを基点として右へ 248 度 15 分・650 メートルのと
ころ
セ ケからコを見通した線上、ケから 2, 150 メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町
3 制限又は条件 養殖施設は、毎年 3 月 31 日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第 35 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9 月 15 日から翌年 3 月 31 日まで
(3) 漁場の位置 宇土市地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点 1 熊本県漁場基点有第 21 号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
基点 2 熊本県漁場基点有第 22 号（宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線に
おける境界）

ア ケからイを見通した線上、ケから 1, 230 メートルのところ
イ シとクを見通した線からシを基点として右へ 248 度 15 分・650 メートルのと
ころ
ウ シからイを見通した線上、シから 496 メートルのところ
エ エと基点 1 を見通した線からエを基点として右へ 110 度 30 分・
1, 927 メートルのところ
オ エと基点 1 を見通した線からエを基点として右へ 304 度 30 分・355 メートルの
ところ
カ オとエを見通した線からオを基点として右へ 263 度・330 メートルのところ
キ カとオを見通した線からカを基点として右へ 249 度 50 分・623 メートルのと
ころ
ク エと基点 1 を見通した線からエを基点として右へ 162 度 16 分・1, 680 メー
トルのところ
ケ エと基点 1 を見通した線からエを基点として右へ 162 度 16 分・1, 900 メー
トルのところ
コ 基点 2 と住吉灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 225 度 27 分・6, 5
50 メートルのところ
サ キからコを見通した線上、キから 2, 150 メートルのところ
シ クからサを見通した線上、サから 80 メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町
3 制限又は条件 養殖施設は、毎年 3 月 31 日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第 36 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9 月 1 日から 12 月 15 日まで
(3) 漁場の位置 宇土市地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点 1 熊本県漁場基点有第 21 号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
基点 2 熊本県漁場基点有第 22 号（宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線に
おける境界）

ア 基点 2 と宇土市住吉灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 249 度 12 分・
45 メートルのところ
イ 基点 2 と住吉灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 355 度 30 分・1, 0
00 メートルのところ
ウ エとオを結んだ線と基点 1 とイを結んだ線が交わるところ
エ 基点 2 と住吉灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 249 度 12 分・205
メートルのところ

オ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ230度21分・211
メートルのところ
2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町
3 制限又は条件
(1) 養殖施設は、毎年12月15日までに撤去しなければならない。
(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第37号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第22号（宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界）
基点2 熊本県漁場基点有第23号（宇土市上網田町網田新地樋門防波堤基部中央）
基点3 熊本県漁場基点有第25号（宇土市戸田町網田漁港北側防波堤基部中央の標柱）
ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・660メートルのところ
イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・1,660メートルのところ
ウ イからタを見通した線上、タから1,080メートルのところ
エ 基点2と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ89度30分・1,380メートルのところ
オ 基点2と羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ32度30分・1,055メートルのところ
カ 基点2と羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ20度50分・1,215メートルのところ
キ カとオを見通した線からカを基点として右へ90度・100メートルのところ
ク 基点3と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点3を基点として右へ302度・980メートルのところ
ケ ケとキを見通した線からクを基点として右へ90度・600メートルのところ
コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ90度・930メートルのところ
サ コとケを見通した線からコを基点として右へ90度・100メートルのところ
シ 基点2と羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ128度・690メートルのところ
ス 基点2と羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ145度13分・1,276メートルのところ
セ スからソを見通した線上、スから245メートルのところ
ソ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ224度・2,270メートルのところ
タ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ236度42分・2,430メートルのところ

2 地元地区 宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第38号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第25号（宇土市戸田町網田漁港北側防波堤基部中央の標柱）
ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ271度45分・435メートルのところ
イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ289度30分・90メートルのところ
ウ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度45分・1,510メートルのところ
エ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ234度45分・1,320メートルのところ
オ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ234度45分・1,

- 075メートルのところ
- 2 地元地区 宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第39号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から12月15日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第22号（宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界）
- 基点2 熊本県漁場基点有第23号（宇土市上網田町網田新地樋門防波堤基部中央）
- ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・400メートルのところ
- イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・660メートルのところ
- ウ キからクを見通した線上、キから245メートルのところ
- エ キからクを見通した線上、キから190メートルのところ
- オ エとクを見通した線からエを基点として右へ53度40分・1,085メートルのところ
- カ キからケを見通した線上、キから1,230メートルのところ
- キ 基点2と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ145度13分・1,276メートルのところ
- ク 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ224度・2,270メートルのところ
- ケ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ205度28分・770メートルのところ

2 地元地区 宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年12月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第41号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
- (3) 漁場の位置 荒尾市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第1号（熊本県と福岡県との境界標柱）
- ア 基点1と佐賀県藤津郡太良町竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ348度・6,600メートルのところ
- イ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ349度・7,690メートルのところ
- ウ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ338度・7,965メートルのところ
- エ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ335度30分・6,930メートルのところ

2 地元地区 荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び藏満

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第42号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市岱明町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第5号（玉名郡長洲町新川漁港北側防波堤突端中央下部点から1.15メートルのところ）

基点2 熊本県漁場基点有第6号（玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境界）
基点3 熊本県漁場基点有第9号（玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））
ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・1, 831.5メートルのところ
イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・2, 692.6メートルのところ
ウ 基点2から真方位240度50分35.2秒・6, 860.1メートルのところ
エ 基点3から真方位245度7分44.6秒・8, 164.6メートルのところ
オ 基点3から真方位260度53分45.3秒・4501メートルのところ
カ 基点2から真方位201度31分28秒・3, 800.2メートルのところ
キ 基点2から真方位222度16分57.2秒・2, 766.4メートルのところ

2 地元地区 玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎、山下、浜田及び高道

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第43号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市滑石地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第9号（玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））
ア 基点1から真方位258度20分21.1秒・4, 364.9メートルのところ
イ 基点1から真方位243度32分48.2秒・8, 085.4メートルのところ
ウ エから真方位228度48分8.6秒・3, 228.3メートルのところ
エ 基点1から真方位229度4分33.6秒・4, 768.3メートルのところ
オ 基点1から真方位241度39分20.7秒・4, 932.5メートルのところ
カ 基点1から真方位245度44分41秒・3, 909メートルのところ

2 地元地区 玉名市滑石及び小浜

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第44号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市大浜町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第9号（玉名市大浜町と同市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））
ア 基点1から真方位245度44分41秒・3, 909メートルのところ
イ 基点1から真方位241度39分20.7秒・4, 932.5メートルのところ
ウ 基点1から真方位229度4分33.6秒・4, 768.3メートルのところ
エ ウから真方位228度48分8.6秒・3, 228.3メートルのところ
オ 基点1から真方位215度32分45.3秒・8, 501.2メートルのところ
カ 基点1から真方位201度11分9.2秒・4, 140.4メートルのところ

2 地元地区 玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、鳥帽子、沖鳥帽子及び末広並びに玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第45号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市横島町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第9号（玉名市大浜町と同市横島町との旧海岸堤防における

- 境界（明辰川船溜堤防上の標柱）
- ア 基点1から真方位201度11分9.2秒・4, 140.4メートルのところ
 イ 基点1から真方位215度32分45.3秒・8, 501.2メートルのところ
 ウ 基点1から真方位212度20分14.1秒・8, 705.9メートルのところ
 エ 基点1から真方位179度31分18.7秒・5, 318.5メートルのところ
- 2 地元地区 玉名市横島町
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
 - (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- 漁場計画番号 有区第46号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
 - (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
 - (3) 漁場の位置 熊本市及び宇土市地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びキを順次に結んだ線によって囲まれた区域。セ、ソ、タ、チ、ツ、テ及びセを順次に結んだ線によって囲まれた区域。
- 基点1 熊本県漁場基点有第14号（熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業権における境界）
- 基点2 熊本県漁場基点有第16号（熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ）
- 基点3 熊本県漁場基点有第19号（熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
- 基点4 熊本県漁場基点有第22号（宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界）
- 基点5 熊本県漁場基点有第24号（宇土市と宇城市三角町との海岸線における境界）
- ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ264度15分・5, 160メートルのところ
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ240度30分・12, 160メートルのところ
 ウ クからイを見通した線上、クから3, 524メートルのところ
 エ シからオを見通した線上、シから2, 592メートルのところ
 オ ナと熊ノ岳山頂を見通した線からナを基点として右へ248度47分20秒・3, 850メートルのところ
 カ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ255度10分・4, 210メートルのところ
 キ クからイを見通した線上、クから2, 724メートルのところ
 ク 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ270度・9, 580メートルのところ
 ケ 基点4と宇土市住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ225度27分・6, 550メートルのところ
 コ ケからヌを見通した線上、ケから1, 100メートルのところ
 サ ニと基点3を見通した線からニを基点として右へ194度・2, 300メートルのところ
 シ ニと基点3を見通した線からニを基点として右へ194度・1, 900メートルのところ
 ス シからオを見通した線上、シから1, 792メートルのところ
 セ 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ265度15分・9, 400メートルのところ
 ソ 基点5と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点5を基点として右へ82度30分・570メートルのところ
 タ 基点5から真方位33度31分21秒・1, 836.8メートルのところ
 チ 基点5から真方位36度2分16.1秒・3, 434.5メートルのところ
 ツ 基点5から真方位26度48分35.1秒・5, 873.1メートルのところ
 テ 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ258度30分・5, 800メートルのところ
 ト 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分・285.55メートルのところ
 ナ トと基点2を見通した線からトを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.3メートルのところ
 ニ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ249度3分・3, 600メートルのところ
 ヌ 基点4と住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ249度12分・2, 292メートルのところ
- 2 地元地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津、河内町河内、松尾町、西松尾町、小島下町、小島一丁目から九丁目まで、沖新町、南区畠口町、海路口町及び川口町並びに宇土市住吉町、網

津町、長浜町、戸口町及び赤瀬町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 渔場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第51号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 渔業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 渔業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
- (3) 渔場の位置 宇城市三角町地先
- (4) 渔場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第27号（宇城市三角町中神島東端）
ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ320度30分・760メートルのところ
イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ313度30分・450メートルのところ
ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ338度5分・315メートルのところ
エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ333度45分・816メートルのところ

2 地元地区 宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 渔場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第61号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 渔業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 はまぐり養殖業
- (2) 渔業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 渔場の位置 熊本市西区沖新町地先
- (4) 渔場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第16号（熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ）
ア オと熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線からオを基点として右へ248度47分20秒・312メートルのところ
イ オと熊ノ岳山頂を見通した線からオを基点として右へ248度47分20秒・1,288メートルのところ
ウ 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ24度15分・3,115メートルのところ
エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ11度45分・2,305メートルのところ
オ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ110度49分40秒・1,378.3メートルのところ
カ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ296度13分・285.55メートルのところ

2 地元地区 熊本市西区沖新町

3 制限又は条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第71号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 渔業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 あさり・はまぐり養殖業
- (2) 渔業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 渔場の位置 熊本市南区海路口町地先
- (4) 渔場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第19号（熊本市南区畠口町と同市南区海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,250メートルのところ
イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,730メートルのところ
ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ75度15分・515メートルのところ
エ アとイを見通した線からアを基点として右へ252度30分・308メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区海路口町

漁場計画番号 有区第72号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 あさり・はまぐり養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区川口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第21号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
ア オと基点1を見通した線からオを基点として右へ132度56分・291メートルのところ
イ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ138度10分・733メートルのところ
ウ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ101度23分・960メートルのところ
エ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ76度10分・665メートルのところ
オ 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区川口町

漁場計画番号 有区第73号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 あさり・はまぐり養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第21号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
基点2 熊本県漁場基点有第22号（宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界）
ア イからキを見通した線上、イから650メートルのところ
イ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・2,055メートルのところ
ウ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・1,500メートルのところ
エ ウからクを見通した線上、ウから520メートルのところ
オ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ135度・1,000メートルのところ
カ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ118度45分・500メートルのところ
キ カから宇土市小松鼻を見通した線上、カから475メートルのところ
ク カから小松鼻を見通した線上、カから1,060メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町